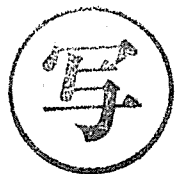


資料 4 6 - 1

特定信書便事業の許可及び事業計画の変更の認可に
ついて

(諮問第 1 1 3 4 号)



諮問第1134号
平成28年4月22日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 山本 早苗

諮問書

株式会社グローバル（代表取締役 原 邦昭）外3者から、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第29条の規定に基づく特定信書便事業の許可申請が、ビーエスロジスティクス株式会社（代表取締役 小山 浩良）から、同法第34条において準用する同法第12条第1項の規定に基づく事業計画の変更の認可申請があった。それらの概要は別紙1のとおりである。

許可申請について審査した結果は、別紙2-1のとおりであり、いずれも同法第31条各号に掲げる基準に適合しており、かつ、同法第34条において準用する同法第8条各号に掲げる者に該当しないと認められる。また、変更の認可申請について審査した結果は、別紙2-2のとおりであり、同法第31条各号に掲げる基準に適合していると認められる。

よって、許可申請については同法第29条の許可をすることとし、変更の認可申請については同法第34条において準用する同法第12条第1項の規定に基づく認可をすることとしたい。

上記について、同法第38条第2号の規定に基づき諮問する。

特定信書便事業の許可申請及び 事業計画の変更の認可申請の概要

平成28年4月22日

総 務 省

1 申請者及び提供サービスの概要

(1) 事業の許可申請(次の4者から許可申請)

申請者名 (本社所在地)	資本金/ 出資金	主な事業 (26年度売上高)	提供 サービス			提供区域	提供サービス概要	事業 開始 予定日
			1 号	2 号	3 号			
1 (株)グローバル (群馬県伊勢崎市)	1,500 万円	貨物運送業 (1億7,236万円)	○		○	【1号役務】 引受地:群馬県 配達地:群馬県、栃木 県、茨城県及び埼玉県 【3号役務】 群馬県、栃木県、茨城県及び埼玉県	【1号役務】 地方公共団体の本庁と支所間の 公文書の集配業務を見込んでいる。 【3号役務】 地方公共団体から差し出される、 確実な送達求められる信書便物の 送達を見込んでいる。	平成28年 5月1日
2 赤帽岐阜県軽自動車 運送協同組合 (岐阜県羽島郡)	430万円	貨物運送業 (1億1,531万円)	○		○	【1号役務】 引受地:岐阜県 配達地:岐阜県、静岡 県、愛知県及び三重県	【1号役務】 地方公共団体の本庁と支所間の 公文書の集配業務を見込んでいる。 【3号役務】 地方公共団体から差し出される、 確実な送達求められる信書便物の 送達を見込んでいる。	平成28年 5月1日
3 静岡ビルサービス(株) (静岡県静岡市)	3,000 万円	ビルメンテナンス業 (22億2,540万円)	○		○	【1号役務】 静岡県	【1号役務】 物流会社の定期集配、取引先の顧 客を巡回する役務を見込んでいる。 【3号役務】 物流会社から差し出される、確実 な送達求められる信書便物の送 達を見込んでいる。	平成28年 5月1日

申請者名 (本社所在地)	資本金/ 出資金	主な事業 (26年度売上高)	提供 サービス			提供区域	提供サービス概要	事業 開始 予定日
			1 号	2 号	3 号			
4 昭和建物管理(株) (愛知県名古屋市)	4,000 万円	ビルメンテナンス業 (50億4,893万円)	○		○	【1号役務】 愛知県 【3号役務】	【1号役務】 地方公共団体の本庁と支所間の 公文書の集配業務を見込んでいる。 【3号役務】 地方公共団体から差し出される、 確実な送達求められる信書便物 の送達を見込んでいる。	平成28年 6月1日

(2) 事業計画の変更の認可申請(次の1者から認可申請)

	申請者名 (本社所在地)	資本金	主な事業 (26年度売上高)	変更概要	変更 予定日
1	ビーエスロジスティクス(株) (東京都府中市) 【平成26年2月25日許可・ 3号役務】	3,100 万円	貨物運送業 (14億4,870万円)	【1号役務の追加及び3号役務の料金額引下げ】 顧客の需要に応じるため、1号役務を追加し、3号役務 の料金額を引き下げるもの。	平成28年 6月1日

2 信書便事業収支見積(委員限り)

その1 収入の部

(1) 事業の許可申請

	申請者名	利用見込通数/月	単価	信書便事業見込収入(年間) (万円)
1	(株)グローバル			
2	赤帽岐阜県軽自動車運送協同組合			
3	静岡ビルサービス(株)			

	申請者名	利用見込通数／月	単価	信書便事業見込収入(年間) (万円)
4	昭和建物管理(株)			

(2) 事業計画の変更の認可申請

	申請者名	利用見込通数／月	単価	信書便事業見込収入(年間) (万円)
1	ビーエスロジスティクス(株)			

注: 下線は今回追加となるもの。

2 信書便事業収支見積(委員限り)

その2 支出及び利益の部

(1) 事業の許可申請

(単位:万円)

	申請者名	年度	信書便事業収入	信書便事業支出					信書便事業営業利益 (注1)	当期純利益 (税引前利益) (注2)
				合計	人件費	経費	減価償却費	その他		
1	(株)グローバル	初 (11ヶ月)								
		翌								
2	赤帽岐阜県軽自動車運送協同組合	初 (12ヶ月)								
		翌								
3	静岡ビルサービス(株)	初 (4ヶ月)								
		翌								
4	昭和建物管理(株)	初 (10ヶ月)								
		翌								

注1:信書便事業営業利益は、信書便事業収入から信書便事業支出の合計を除いた額(税引き前)。

下欄は、信書便事業営業利益率(信書便事業営業利益 ÷ 信書便事業収入)を表している。

注2:当期純利益は、会社全体としての利益を表している。

本資料は委員限り

(2) 事業計画の変更の認可申請

(単位:万円)

	申請者名	年度	信書便 事業 収入	信書便事業支出					信書便 事業 営業利益 (注1)	当期 純利益 (税引前利益) (注2)
				合計	人件費	経費	減価 償却費	その他		
1	ビーエスロジスティクス(株)	初 (7ヶ月)								
		翌								

注1: 信書便事業営業利益は、信書便事業収入から信書便事業支出の合計を除いた額(税引き前)。

下欄は、信書便事業営業利益率(信書便事業営業利益 ÷ 信書便事業収入)を表している。

注2: 当期純利益は、会社全体としての利益を表している。

本資料は委員限り

3 資金計画（委員限り）

(1) 事業の許可申請

（単位：万円）

申請者名		純資産の額(注1)	事業開始に要する資金(注2)	資金の調達方法
1	(株)グローバル			
2	赤帽岐阜県軽自動車運送協同組合			
3	静岡ビルサービス(株)			
4	昭和建物管理(株)			

注1：純資産の額は、資産から負債を差し引いた額。直近の決算年度における純資産の額を記載。

注2：事業開始に要する資金は、人件費の2か月分、賃借料の1か年分、車両等の取得価格等の合計額。

本資料は委員限り

(2) 事業計画の認可の申請

(単位:万円)

申請者名		純資産の額(注1)	事業開始に要する資金(注2)	資金の調達方法
1	ビーエスロジスティクス(株)			

注1:純資産の額は、資産から負債を差し引いた額。直近の決算年度における純資産の額を記載。

注2:事業開始に要する資金は、人件費の2か月分、賃借料の1か年分、車両等の取得価格等の合計額。

4 引受け及び配達の方法

(1) 事業の許可申請

申請者名		引受けの方法				配達の方法
		同社営業所で引受け	利用者の指定場所で引受け	巡回先で引受け	定期集配先で引受け	
1	(株)グローバル	1号・3号	1号・3号	1号・3号	1号・3号	差出人の指図により、対面交付、郵便受箱投函又はメール室への配達
2	赤帽岐阜県軽自動車 運送協同組合	1号・3号	1号・3号	1号・3号	1号・3号	
3	静岡ビルサービス(株)	1号・3号	1号・3号	1号・3号	1号・3号	
4	昭和建物管理(株)			1号・3号	1号・3号	

(2) 事業計画の認可申請

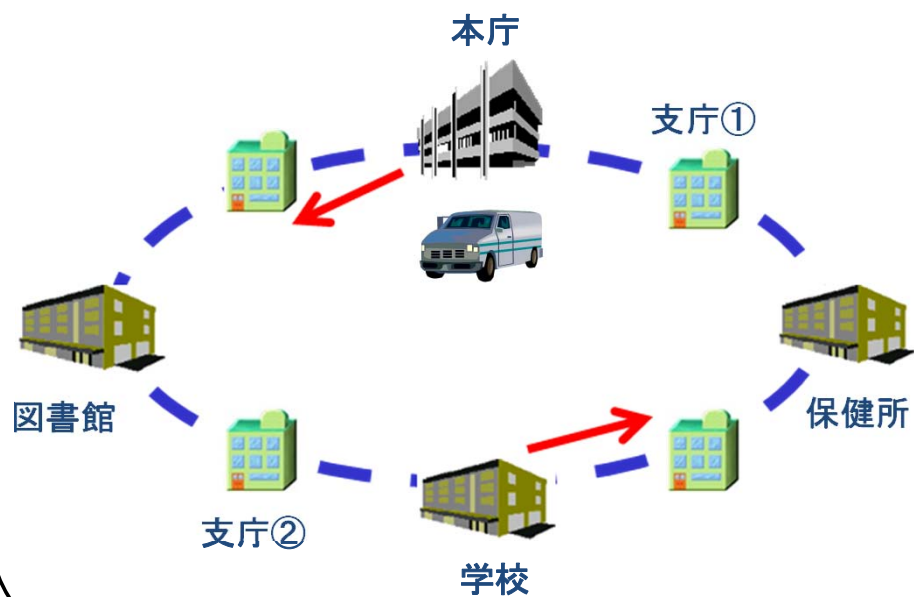
申請者名		引受けの方法				配達の方法
		同社営業所で引受け	利用者の指定場所で引受け	巡回先で引受け	定期集配先で引受け	
1	ビーエスロジスティクス(株)	<u>1号</u> ・3号	<u>1号</u> ・3号	<u>1号</u> ・3号	<u>1号</u> ・3号	差出人の指図により、対面交付、郵便受箱投函又はメール室への配達

注: 下線は今回追加となるもの。

【参考】提供サービスの概要①

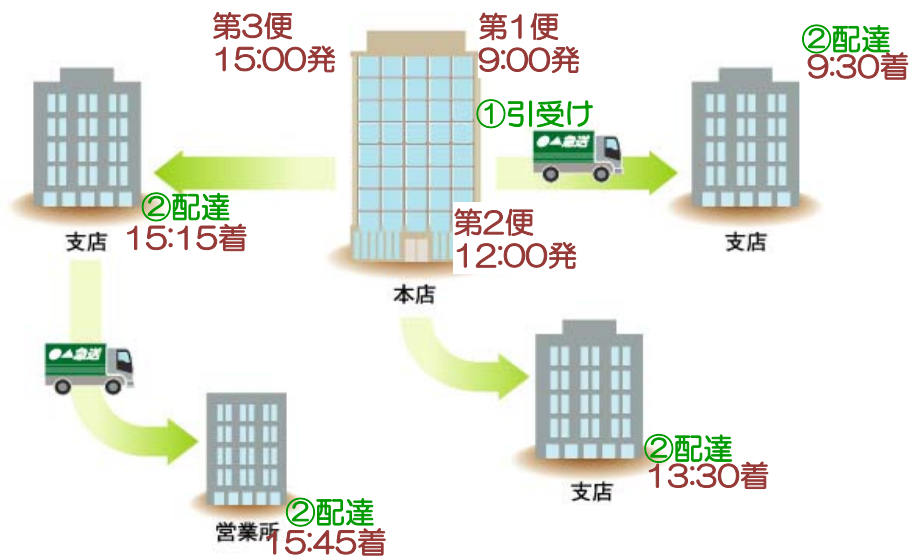
巡回集配サービス

あらかじめ定められたルートを巡回して、各巡回先で信書便物を順次引受け、配達するサービス

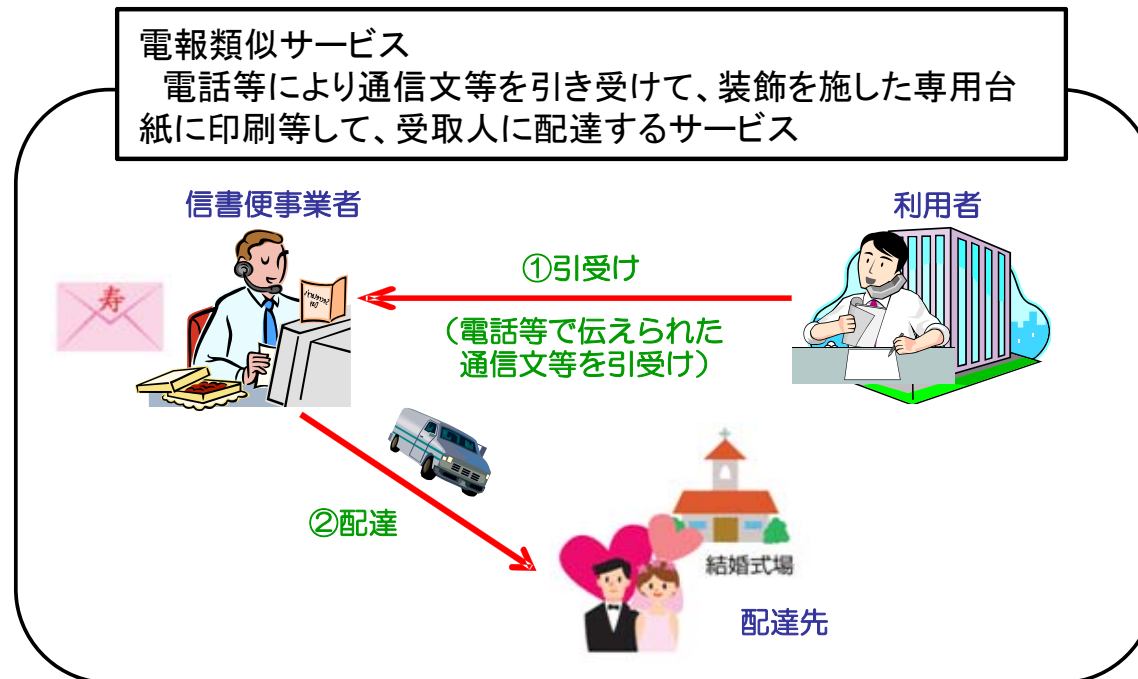
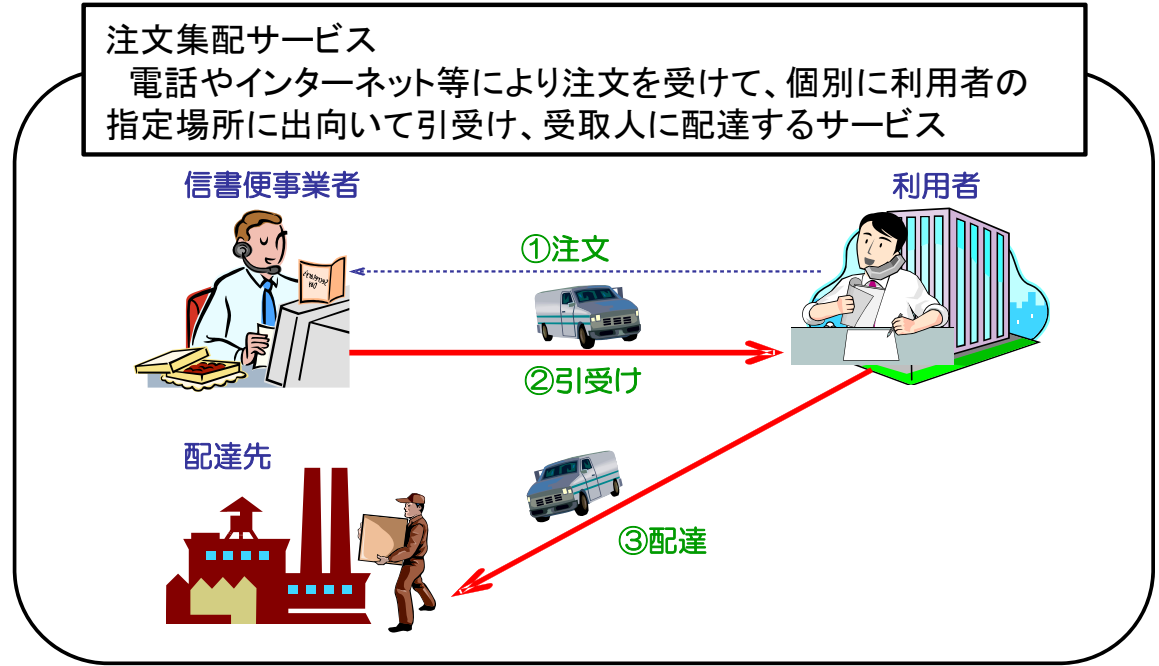
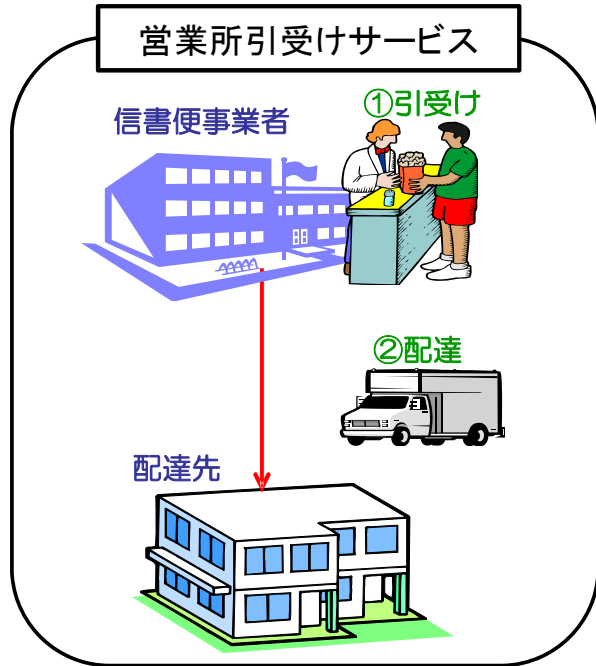


定期集配サービス

あらかじめ定められたルートを定期的に運行して、各集配先で信書便物を順次引受け、配達するサービス



【参考】提供サービスの概要②



特定信書便事業の許可申請の審査結果の概要

特定信書便事業の許可申請のあった4者について審査した結果の概要は、以下のとおりであり、いずれの申請についても民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号。以下「法」という。）第31条各号に掲げる基準に適合しており、かつ、法第34条において準用する法第8条各号に掲げる者に該当しないものと認められる。

- 1 その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。（法第31条第1号）

項目	審査概要	適否
引受け	引受けの方法が明確に記載されており、信書便管理規程の遵守義務のある者が差出人から直接引き受けることとされていることから、秘密を保護するため適切なものである。	適
配達	配達の方法が明確に記載されており、信書便管理規程の遵守義務のある者が配達し、受取人に直接引き渡し、又は郵便受箱へ投函若しくは受取人のメール室へ配達することとされていることから、秘密を保護するため適切なものである。	適
委託	委託契約書において、受託者に信書便管理規程の遵守義務が課されていること等から、秘密を保護するため適切なものである。 (業務委託予定申請者1者)	適

- 2 その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。（法第31条第2号）

項目	審査概要		適否
事業収支 見積り	対象年度	初年度及び翌年度ともに黒字となる見込みである。	適
	算出方法	収入は、契約が見込まれる者との間で予定する契約額又は顧客へのヒアリング結果を考慮して算出された推定取扱通数に予定単価を乗じた額としており、適正かつ明確に算出されている。支出は、項目ごとに積み上げた額又は兼業する貨物運送事業等との案分による額としており、適正かつ明確に算出されている。	適
役務内容が 法に適合して いること	申請のあった役務内容はそれぞれの役務の種類に応じた法の規定に適合している。		適
委託	信書便の業務の一部を委託する方法が自ら当該業務を実施する方法よりも経済的であるという特別の事情が認められる。また、委託契約書において、取扱いの責任及び第三者		適

	への再委託の禁止が規定されている。 (業務委託予定申請者 1 者)	
--	--------------------------------------	--

- 3 その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。(法第 3 1 条第 3 号)

項目	審査概要	適否
資金	事業の開始に要する資金の見積りの算出方法が適切かつ明確であり、調達できることについて明確な裏付けのある自己資金により調達することとしている。	適
行政庁の許可等	事業を営むために必要な許可等を取得済みである。	適

- 4 欠格事由に該当しないこと。(法第 3 4 条において準用する法第 8 条)
いずれの申請者とも該当なし。

事業計画の変更の認可申請の審査結果の概要

事業計画の変更の認可申請のあった1者について審査した結果の概要は以下のとおりであり、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号。以下「法」という。）第31条各号に掲げる基準に適合しているものと認められる。

- 1 その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。（法第31条第1号）

項目	審査概要	適否
引受け	従前と同様であり変更なし。	適
配達	従前と同様であり変更なし。	適

- 2 その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。（法第31条第2号）

項目	審査概要		適否
事業収支見積り	対象年度	初年度及び翌年度ともに黒字となる見込みである。	適
	算出方法	収入は、前年度実績額及び顧客からのヒアリングを基に算出された額としており、適正かつ明確に算出されている。支出は、兼業する貨物運送事業との案分による額としており、適正かつ明確に算出されている。	適
役務内容が法に適合していること	申請のあった役務内容はそれぞれの役務の種類に応じた法の規定に適合している。		適

- 3 その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。（法第31条第3号）

項目	審査概要	適否
資金	従前と同様であり変更なし。	適
行政庁の許可等	従前と同様であり変更なし。	適

(参考1)

信書便事業への参入状況（平成28年4月22日予定）

(注) () 内の数字は、今回申請があった事業者の再掲である。

[種類別・参入事業者数]

	一般信書便	特定信書便
参入事業者数	0	473 (4)

[本社所在地別・参入事業者内訳]

北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄	計
17	16	150 (1)	10	18	53 (3)	85	34	12	69	9	473 (4)

[役務種類別・参入事業者数内訳]

役務種類別	事業者数
1号役務（長さ・幅・厚さの合計73cm超、又は4kg超）	417 (5)
2号役務（3時間以内の送達）	112
3号役務（800円超の料金）	249 (4)
計	778 (9)

※複数役務を提供する事業者がいるため、参入事業者数とは一致しない。

[主要業種別・参入事業者内訳]

業種別	事業者数	業種別	事業者数
貨物運送業	361 (2)	不動産業	3
警備業	29	印刷業	2
障がい者福祉事業	12	鉄鋼業	1
ビルメンテナンス業	12 (2)	信書送達業	1
電気通信サービス業	6	建設業（造園工事）	1
廃棄物処理業	5	港湾運送業	1
旅客運送業	5	その他卸売・小売業	6
情報サービス業	3	その他サービス業	25
計			473 (4)

※473者のうち個人事業者は13者

本社所在地別の特定信書便事業者参入状況（都道府県別：平成28年4月22日）

都道府県	参入数	
北海道	17	(有)札幌郵送、毎日軽自動車運送事業協同組合、(株)セイコーフレッシュフーズ、キョーツー(株)、ウィング運送協同組合、共通運送(株)、(株)富田通商、心陽軽自動車運送協同組合、(有)マルケー物流、北ガスサービス(株)、下村速配(有)、札幌急配(株)、大和梱包(株)、武田運輸(株)、ALSOK北海道(株)、(株)YKサービス、赤帽北海道軽自動車運送協同組合
青森県	3	ワイエス(株)、青森定期自動車(株)、青森総合警備保障(株)
岩手県	2	ALSOK岩手(株)、北東北福山通運(株)
宮城県	3	東北鉄道運輸(株)、南東北福山通運(株)、(株)テーシー東北
秋田県	3	ハートフェルト、(株)秋田県赤帽、ALSOK秋田(株)
山形県	2	赤帽山形県軽自動車運送協同組合、ALSOK山形(株)
福島県	3	(株)帝北ロジスティクス、赤帽福島県軽自動車運送協同組合、ALSOK福島(株)
栃木県	1	北関東総合警備保障(株)
群馬県	3 (1)	群馬総合ガードシステム(株)、赤帽群馬県軽自動車運送協同組合、(株)グローバル
茨城県	4	ドレックスカーゴ(株)、東日本日立物流サービス(株)、日鉄住金ビジネスサービス鹿島(株)、関東イチミヤ物流サービス(株)
埼玉県	12	(有)ピナクルズ、(株)埼玉急送社、浦和流通事業協同組合、片山商事(株)、(有)小島正一商店、クリーンシステム(株)、(株)関東物流サービス、日本環境マネジメント(株)、(株)ジャパングイックサービス、大宮通運(株)、川口トラック協同組合、富士共同物流(株)
千葉県	5	(株)ウィズ、(有)ジンノエクスプレス、かもめガスネット・サービス(株)、ビー・カーゴワークス(株)、(株)グッドパワー
東京都	99	(株)By-Q、(株)ソクハイ、(有)プロ・サポート、(株)セルート、(株)宅配、(株)マッハ五十、西多摩運送(株)、日本通運(株)、(株)キュー急便、(株)東京トランスポートサービス板橋、日本総合サービス(株)、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合、プラスカーゴサービス(株)、(株)ジェイアール東日本物流、(株)日立オートサービス、(株)日立アーバンインベストメント、SBSトランスポート(株)、関東新聞販売(株)、関東福山通運(株)、(株)牛走運送、中野倉庫運輸(株)、(株)フリーラン、アラコム(株)、(株)ライドアンドコネクト、名鉄ゴールデン航空(株)、SMB Cデリバリーサービス(株)、(株)アーク急便、(株)エスピーサービス、(株)大森運輸商会、(株)カジロジスティクス、東邦運送(株)、羽田運輸(株)、(株)悦興運、 <u>セイノースーパーエクスプレス(株)</u> 、(有)クーリエ、(株)マンハッタンサービス、(有)北川事務所、(株)ティーサーブ、(株)ライフクリエイトサービス、(株)新聞センター、日本梱包運輸倉庫(株)、(株)KDDIエボルバ、東水梱包運輸(株)、(株)サンセイ、(有)スワローエクスプレス、アイエムエクスプレス(株)、総合警備保障(株)、PSコミュニケーションズ(株)、(株)アベエクスプレス、(株)メトロセルビス、(株)ゼンケイ、(株)サキュレ、エヌ・ティ・ティ・データ・マネジメント・サービス(株)、(株)メッセム、新ダットジャパン(株)、インターナショナルエクスプレス(株)、(株)日本カーゴエクスプレス、丸新運輸(株)、(株)丸運、(株)直進運輸、国際空輸(株)、セントラル警備保障(株)、銀座急送(株)、(株)アサヒセキュリティ、千野運輸(株)、テイケイ(株)、(株)小沢運送店、(有)共伸運輸、アスクトランスポート(株)、富士警備保障(株)、鈴村梱包運輸(株)、(株)オーイーシー、ジーエスケイ(株)、(有)丸才奥田商店、システム輸送(株)、能島運輸(株)、日本デイトムサプライ(株)、(株)板橋運送、シー・ディ・エス・テクノロジー(株)、ナガシマ物流サービス(株)、鈴仙運輸(株)、(株)ダイヤル運送、(株)タイムボックス、(有)三興運輸、 <u>ビーエスロジスティクス(株)</u> 、(株)マリンサービス、(株)エム・シー・ファシリティーズ、さくら興運(株)、総合観光バス(株)、ワールドコーポレーション(株)、(有)バム、(株)豊運輸、(株)IKEDAコーポレーション、エーエルプラス、東武デリバリー(株)、(株)DNPロジスティクス、(株)早稲田大学プロパティマネジメント、(有)本澤運送店、渡邊倉庫運送(株)

都道府県	参入数	
神奈川県	26	SBSフレイトサービス(株)、(株)春秋商事、富国運輸(株)、(株)タカスズ、楠原輸送(株)、置田運輸(株)、中丸産業運輸(株)、萬運輸(株)、山一産業(株)、(株)中山運輸、首都圏輸送サービス(株)、小向運送(有)、(株)タムラコーポレーション、横浜石油企業(株)、(有)クリオシティ、日祐(株)、(株)テー・エス・シー、皆央運輸(株)、(有)橋川商会、JFE東日本ジーエス(株)、南関東日立物流サービス(株)、(株)日立ICTビジネスサービス、(株)エヌファースト、(株)京浜予防医学研究所、(株)相模運輸、古屋運送(株)
新潟県	5	新潟運輸(株)、(有)ミトク、(株)第一製品流通、新潟総合警備保障(株)、赤帽新潟県軽自動車運送協同組合
長野県	5	上伊那貨物自動車(株)、(株)宮坂組、赤帽長野県軽自動車運送協同組合、甲信越福山通運(株)、信越定期自動車(株)
富山県	6	(有)マイハート、トナミ運輸(株)、(株)アイカワ、富山県総合警備保障(株)、(株)ホクタテ、特定非営利活動法人ひまわり
石川県	6	北陸総合警備保障(株)、北陸電通輸送(株)、太陽警備保障(株)、(有)ワイエムフロントサービス、(株)シンカーテックス、きんしん総合サービス(株)
福井県	6	赤帽福井県軽自動車運送協同組合、福井グリーンライン(株)、(株)キョーフク、(株)ヴィンネットワーク、福井貨物自動車(株)、福井倉庫(株)
岐阜県	8 (1)	西濃運輸(株)、(株)運転社、美敏エクスプレス、(株)エスラインミノ、(株)エスラインヒダ、越美通運(株)、濃飛倉庫運輸(株)、 赤帽岐阜県軽自動車運送協同組合
静岡県	12 (1)	鈴与セキュリティサービス(株)、(株)静岡運送、東和運輸倉庫(株)、竹田運輸(株)、ウェルポート(株)、(株)ブルーマックス、 (有)ビーアイ通商 、(株)浜松急送、(有)浜運物流サービス、浜松運送(株)、タケシマ物産(株)、 静岡ビルサービス(株)
愛知県	26 (1)	(株)メッセンジャーBb、名鉄運輸(株)、豊田共栄サービス(株)、豊栄交通(株)、大興運輸(株)、(株)岩瀬興輸、(株)寿陸運、(株)ナショナルヤガタ、(株)メイケイデータ運輸、碧南運送(株)、愛豊陸運(株)、TB物流サービス(株)、(株)アイ・シー・アール、エイセブプラス(株)、カリツー(株)、(株)トヨタエンタプライズ、(株)トラスト、(株)ジェイアール東海ウェル、大興タクシー(株)、中電輸送サービス(株)、(資)小林運送、柘運送(株)、名古屋合同トラック(株)、丸半運輸(株)、丸中急送(株)、 昭和建物管理(株)
三重県	7	赤帽三重県軽自動車運送協同組合、(株)ホンダロジスティクス、三重執鬼(株)、金八運送(有)、イセツト(株)、小津運送(有)、(株)カワチョー
滋賀県	3	(有)Kカンパニー、(株)ボンズカンパニー、赤帽滋賀県軽自動車運送協同組合
京都府	9	(有)スポット便、(株)シスコ、京都バイク便サービス、佐川急便(株)、(株)デリバリーサービス、(株)ウィングスマルコー、(株)KTS、しみず運送(株)、西京運輸(株)
大阪府	53	(株)Q配サービス、(株)ヒューモニー、ナイスカンパニー(有)、(株)リンケージ、(有)寿屋、オート配(株)、(有)愛和運送店、(株)エフワン便、(株)KSGインターナショナル、日本信書便(株)、(株)メッセンジャー、(株)合通、大阪運輸倉庫(株)、(株)ダイコク、田中産業(有)、(株)明新運輸、松潮物流(株)、(株)ジェイアール西日本マルニックス、(株)日本システムサービス、大阪北合同運送(株)、鶴運輸(株)、JS関西(株)、セキセイ(株)、(株)トラスコ、(株)田中運送店、(株)しょうわ、堺南運輸商社(株)、寺口運送(株)、(株)あしすと阪急阪神、豊能運送(株)、(株)大木組、粉浜運輸(株)、(株)アームコーポレーション、大阪西運送(株)、日本ローカルネットワークシステム協同組合連合会、(有)ゼータ、広田ユニオン(株)、(株)ハニー・ビー、(有)ベアーズプロジェクト、丸鉄運送(株)、赤帽大阪府軽自動車運送協同組合、(株)ワンナップクリエイティブサービス、小倉運送(株)、近畿配送サービス(株)、(株)ヒガシトウエンティワン、(株)KSI、近畿総合管理(株)、大阪ガスビジネスクリエイイト(株)、鴻池運輸(株)、(株)ヤマヒロ運輸、(株)大和産業、賀本海運(株)、山下運輸(株)

都道府県	参入数	
兵庫県	15	ジャパンメッセンジャーサービス(株)、金田運輸(株)、(株)太閤通商、企業組合宝塚高齢者雇用福祉事業団、(有)アイズ物流、(有)サポートシステム、氷上運送(有)、氷上急行運輸倉庫(株)、大伸急行(有)、赤帽兵庫県軽自動車運送協同組合、(株)ワーズ、(株)アウトソーイングシステム、第一運輸作業(株)、桃平運輸(株)、(株)森井
奈良県	3	(株)新和託送、日本エコロジック(株)、赤帽奈良県軽自動車運送協同組合
和歌山県	2	赤帽和歌山県軽自動車運送協同組合、(株)運び屋商会
鳥取県	2	赤帽鳥取県軽自動車運送協同組合、日ノ丸西濃運輸(株)
島根県	7	赤帽島根県軽自動車運送協同組合、(株)益田市総合サービス、山陰福山通運(株)、A L S O K山陰(株)、特定非営利活動法人ふれんど、社会福祉法人かも福祉会、社会福祉法人わかば会
岡山県	8	赤帽岡山県軽自動車運送協同組合、岡山県貨物運送(株)、(有)バイク特急便、(株)赤田運輸産業、(有)真田運送、(有)津島栄光運送、岡山福山通運(株)、(株)平松運輸
広島県	14	赤帽広島県軽自動車運送協同組合、(有)メッセンジャー、兼定商店、(株)神石共同運送、まついストアー、(株)プライムステージ、(有)福岡運送、福山通運(株)、府中高速運輸(株)、おのみちバス(株)、だて高速運輸(有)、(株)アクティ、広島総合警備保障(株)、広島大学消費生活協同組合
山口県	3	赤帽山口県軽自動車運送協同組合、(株)協同、(株)宇部興産総合サービス
徳島県	1	赤帽徳島県軽自動車運送協同組合
香川県	4	(有)瀬戸内急便、赤帽香川県軽自動車運送協同組合、高松自転車便、社会福祉法人いいのやま福祉会
愛媛県	7	(株)カトウ、アイトータルサービス(有)、愛媛総合警備保障(株)、(株)植西運送、赤帽愛媛県軽自動車運送協同組合、四国福山通運(株)、一宮運輸(株)
福岡県	26	バイクエクスプレス(有)、フクオカサイクルメッセンジャー、(株)ボナシステムズ、(有)T A S、(株)オートソクハイ、ラック通運(株)、北九州電報企業組合、九州航空(株)、西日本急送(株)、赤帽福岡県軽自動車運送協同組合、(株)西日本美装、J R九州メンテナンス(株)、九州ネクスト(株)、北九州港運(株)、龍巳運送、九州西濃運輸(株)、西日本アシストサービス、田口軽運送、(株)シティーライン、西鉄運輸(株)、社会福祉法人はるかぜ福祉会、(株)東洋軽貨物運送、西日本ダイハツ運輸(株)、特定非営利活動法人宗像コスモス会、(株)ダイワス、(株)愛和环境管理
佐賀県	12	社会福祉法人小麦の家福祉会、トランス・エアー・サガ(有)、伊万里運輸(株)、西松浦通運(株)、(有)西原急便、社会福祉法人大空福祉会、社会福祉法人まごころ会、富士警備保障(株)、コスモ(株)、特定非営利活動法人ふれあい、特定非営利活動法人N P Oわかば、赤帽佐賀県軽自動車運送協同組合
長崎県	9	赤帽長崎県軽自動車運送協同組合、長崎軽運送協業組合、(株)松尾急便、九州福山通運(株)、(株)井手運送、長崎総合警備(株)、長崎急配、赤帽中村運輸、(有)イエローランナー
熊本県	7	赤帽熊本県軽自動車運送協同組合、九州産交運輸(株)、(株)産交運輸物流サービス、社会福祉法人熊本市手をつなぐ育成会、N P O法人どんぐり村、N P O法人河浦きぼうの家、(株)K Y U S A N物流、(株)ニッコソク九州
大分県	4	赤帽大分県軽自動車運送協同組合、別府電報サービス企業組合、(有)朋友、社会福祉法人千仁会
宮崎県	3	赤帽宮崎県軽自動車運送協同組合、宮崎県電報サービス企業組合、宮崎総合警備(株)
鹿児島県	8	赤帽鹿児島県軽自動車運送協同組合、(株)おくやみネット、(有)岩切運送、(有)林運送、(株)昭和貨物、鹿児島総合警備保障(株)、南九州福山通運(株)、(株)J A物流かごしま
沖縄県	9	大栄空輸(株)、沖縄日通エアカーゴサービス(株)、サイクルワークスメッセンジャーサービス、赤帽沖縄県軽自動車運送協同組合、(株)琉球通運航空、(株)タイムス発送、沖縄福山通運(株)、沖縄西濃運輸(株)、琉球パートナー物流(株)

- (凡例) 1. 黒字：既参入事業者、**赤字**：新規参入申請事業者、**青字**：事業計画等変更申請事業者、見え消し：事業廃止を届け出た事業者である。
2. 参入数は、今回申請があったものを含み、()内は今回申請者の内数で示している。

債務超過の事業者による許可申請について

民間事業者による信書の送達に関する法律第31条第3号に掲げる基準への適合性を判断するため、適切な運用を行うことが必要。

○民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）（抄）
（許可の基準）

第三十一条 総務大臣は、第二十九条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一・二 （略）

三 その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

○民間事業者による信書の送達に関する法律関係審査基準（平成15年総務省訓令第9号）（抄）
（審査基準）

第22条 許可は、法第30条第1項の申請書及び同条第2項の添付書類に記載された事項について、次の各号のいずれにも適合していると認められるときに行う。

(1)～(8) （略）

(9) 資金計画

第4条第9号によること。

(10) （略）

（審査基準）

第4条 （略）

(1)～(8) (略)

(9) 資金計画

ア 事業の開始に要する資金の見積りの算出が適正かつ明確であること。

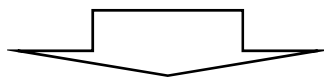
イ 資金の調達に明確な裏付けがあること。

(10) （略）



〈運用の具体化〉

申請者が債務超過であるようなケースについては、個別に債務超過に陥った理由、今後の収支改善策等の説明を受けた上で、事業の継続性を判断することとしている。



直近の会計年度における財務状況が次の(1)に該当し、かつ、事業改善計画書又はこれに準ずるものが(2)に該当すると認められる場合は、原則として許可とする。

(1) 次の①及び②のいずれの条件も満たし、十分な支払能力を有していると認められること

① 直近又は当期の経常利益の黒字が見込まれること

② 直近又は当期の営業キャッシュフローのプラスが見込まれ、かつ、キャッシュの期末残高（現金及び現金同等物期末残高）が事業開始に要する資金を上回ることが見込まれること

(2) 次の①及び②のいずれの条件も満たしていること

① 事業改善計画書に実現性・合理性があると認められること

② 増資や経営合理化等により原則として5年以内に、債務超過を解消することが見込まれること